

板橋区立学校施設標準設計指針検討会設置要綱

(平成 27 年 9 月 1 日 区長決定)

(設置)

第 1 条 平成 26 年 2 月に板橋区教育委員会で決定した「いたばし魅力ある学校づくりプラン」に基づき、今後の学校施設改築事業を計画的に推進し、一貫性のある学校施設整備を進めていくため、標準設計指針の策定を目的として、「板橋区立学校施設標準設計指針検討会」(以下、「検討会」という。)を設置する。

(検討事項)

第 2 条 検討会は、次の事項について検討を行う。

- (1) 「板橋区立学校施設標準設計指針」の策定に関すること。
- (2) 魅力ある学校づくり協議会(上板橋第二中学校・向原中学校)及び板橋区立板橋第十小学校改築検討会の二校調整会議に関すること。

(構成)

第 3 条 検討会は別表に掲げる委員をもって構成する。

- 2 検討会に会長及び副会長を置く。
- 3 会長は教育委員会事務局次長の職にある者をもって充て、副会長は政策経営部技術担当部長(資産活用課長事務取扱)の職にある者をもって充てる。
- 4 会長は会務を総理する。
- 5 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(召集等)

第 4 条 検討会は、会長が召集する。

- 2 会長は、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第 5 条 検討会の庶務は教育委員会事務局新しい学校づくり課において処理する。

(委任)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会事務局次長が定める。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行する。

別表

会長	教育委員会事務局次長
副会長	政策経営部 技術担当部長
委員	教育委員会事務局 教育総務課長
委員	教育委員会事務局 学務課長
委員	教育委員会事務局 指導室長
委員	教育委員会事務局 新しい学校づくり課長
委員	教育委員会事務局 学校地域連携担当課長
委員	教育委員会事務局 学校配置調整担当課長
委員	教育委員会事務局施設整備担当副参事及び 政策経営部教育営繕担当課長の職を兼ねる者
委員	教育委員会事務局 教育支援センター長
委員	政策経営部 財政課長
委員	政策経営部 営繕課長
委員	小学校校長会会長
委員	中学校校長会会長